

# 修業年限・在学年限

## <北里大学学則（抜粋）>

（修業年限及び在学年限）

第7条 本大学の修業年限は、薬学部生命創薬科学科、獣医学部動物資源科学科・生物環境科学科、海洋生命科学部、看護学部、理学部、医療衛生学部においては4年、薬学部薬学科、獣医学部獣医学科、医学部においては6年とする。

2 卒業までの在学年限は、各学部とも前項の修業年限の2倍を超えることができない。

ただし、編入学、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができないものとする。

3 薬学部、獣医学部、医学部、海洋生命科学部、医療衛生学部においては、原則として同一学科同一学年における在学年数を2年以内とする。